

テーマ①「65歳に達する方の福祉サービス支給決定について」

【事業所からの意見】

- ・65歳を超えて働きたいという意向も多い。介護保険のデイサービスでは物足りないことも感じている。本人がいきいきと生活するには状況によっては65歳以上の就労継続支援B型事業所の決定も必要なのではないかと考える。
- ・60歳前後に身体障害者等になられた中途障害者には就労継続支援事業所の利用希望も多いため、法律の見直しが必要ではないかと考える。
- ・65歳以上の障害を持った方に対する柔軟なサービス、法制度が必要ではないかと考える。（選択肢や仕組みづくりを広げること。）
- ・以前、就労継続支援A型事業所を利用されている方の中に、65歳で支給が終了したケースがあった。その方については、障害年金を受給されていなかったため、生活費に困られることから自社で雇用することにした。制度の説明を事業所から行ったが、ご本人が納得するまで時間を要した。
- ・60歳を過ぎて雇用された方は65歳誕生日前日で支給決定が切れることを職員が把握することが必要。62～63歳頃から次の段階の話をするにしている。しかし、就労継続支援A型事業所を利用されている方にとっては介護保険制度への意向は受け入れが難しいことが多いと感じている。
- ・障害福祉サービスは利用者の自己負担が少なく、介護保険制度に移行すると自己負担が増えるため就労継続支援A型事業所から就労継続支援B型事業所へ移る方が多い現状がある。このような現状がある事を疑問に思うことがある。
- ・就労継続支援A型事業所利用における雇用条件を「有期」とするか「無期」とするか、この制度が関係するため対応に悩むことがある。また雇用保険に関しても同様のことが言える。
- ・65歳以上のご利用者の方で就労継続支援A型事業所の支給決定を受けている方がいる。その方は65歳以降のモニタリングが6か月に1回から3か月に1回に変更となった。
- ・行政から「65歳の時点で体調管理や適切な評価を実施してほしい。」との説明は就労支援事業所としても同感である。

- ・就労継続支援 B 型事業所においても、65 歳以上を目安に就労継続支援 A 型事業所等と同様の制度を設けたほうがいい。65 歳の時点で暫定支給を経て、モニタリングを行い医療的根拠も含めて以後の支給期間を検討すべきではないかと考える。またその際には本人の意向を最大限に尊重していくことも重要だと考える。
- ・就労継続支援 B 型事業所だが、74 歳でも継続して利用されている方がいる。

【1 市 3 町からの意見】

- ・65 歳以上で A 型の支給決定を行った方については鳥栖市で 2~3 名くらい、みやき町は 1 名、基山町、上峰町は該当者なし。
- ・基本的には 65 歳の誕生日前日までの支給決定である。自治体によってはそこで更新、モニタリングが必要となってくる。
- ・65 歳までしか就労継続支援 A 型事業所が決定できないことについては申請時に初めに説明すれば納得されることが多い。それより、中途障害の方は利用者負担の説明が十分でなく後で指摘を受けることがある。
- ・鳥栖市:72 歳で就労継続支援 B 型事業所を使いたいという相談があった。その方については説明をして介護保険の申請で納得をしてもらったが、就労継続支援 B 型事業所に本人が行きたいとの強い意向があり、また利用の必要性がある場合は支給する余地はあると考えている。
- ・基山町:基本的に 65 歳以上の新規での就労継続支援 B 型事業所の利用は不可だと判断している。基本は介護保険制度が優先となるため、利用希望の場合は障害福祉サービスと共に介護保険への申請が必要と考えている。
- ・みやき町:63 歳以降、新規で就労継続支援 A 型事業所を利用される方については、初めの決定から 3 年間は決定をしたことがある。(65 歳を超えても支給、3 年経過の更新は不可となった。)

テーマ②「利用者の高齢化に伴う課題への対応について」

【事業所からの意見】

- ・60 歳で就労継続支援 A 型事業所に雇用した方。雇用当初はあまり仕事が捗らなかったが、10 年経過した現在は事業所に定着し、作業も随分と捗るようになった。
- ・高齢化に伴い、体力低下がみられ取り組む作業が減っている人がいる。日頃の面談を大切に対応するようにしている。

- ・高齢になることを予め考え、雇用保険に加入するメリットを利用者にきちんと説明することが必要だと感じている。理解していただいた方は出勤率が上がっている。
- ・障害を持った高齢の利用者に対しても対応出来る介護施設があったらよいと思う。
- ・長年利用されてきた就労継続支援事業所から介護保険施設への移行を勧められるが、マッチングするのか疑問である。
- ・利用者の高齢に伴い様々な課題があるが、40代の利用者についても親が60代となっているなどして親の高齢化に伴う課題も出てきている。
- ・高齢の利用者に対する言葉遣いについて利用者間でトラブルがあった。

【1市3町からの意見】

- ・65歳を超えて、介護保険制度にマッチングしない障害者は多くなっている。

★事業所からその他意見

- ・就労継続支援B型事業所では工賃アップを求められているが、利用者にとってやりがいや生きがいになる場所としての役割もある。事業所に来たら安心、楽しく過ごせる場所でありたいと考える。
- ・一般就労しながらでも週に1~2回は就労継続支援B型事業所を利用できるような制度があっても良いのではないかと考える。
- ・利用者の人材確保が社会の高齢化に伴い難しくなっている。